

平成23年守谷市議会第3回定例会会議録

平成23年9月 市政に関する一般質問

〔15番梅木伸治君登壇〕

15番（梅木伸治君） 通告順位2番，梅木伸治でございます。

今回は，一般質問，休憩時間と喫煙についてというもの，1点に絞り込んだ質問でございますが，基本的に，たばこに対してやめるのか，やめないのかということではなくて，要望もございません。考え方，今までの経緯，こういったものを一度振り返る，そんな場面があってもいいのかなというふうに思って，今回は通告をさせていただきました。

さて，昨夜は中秋の明月，6年ぶりの満月ということで，きれいなお月様を見たのかなと。森林浴と同じように「月光浴」という言葉があるそうですね。安らかな気持ちになって満月の月を見る。昨日は，そこに少しお酒を加えて，心穏やかにお月見をした次第でございます。

全然関係ない話で申しわけないのですが，そんなことで季節を感じているというところでございます。

それでは，質問に移りたいと思いますが，今回のこの喫煙についてでございます。ストレートに申し上げれば，仕事中にたばこ休憩はどこまで許されるのか，ここの部分に行ってしまうのかなというふうに思うところでございますが，市民の皆様の中にも，守谷の行政の歴史として，自分の机の上でっかいすし屋の湯飲みを置いて，ばあっと新聞を広げて，仕事をしているのかな，お茶を飲んでいるのかなと。市民感覚から見ると，何をやってんだということが過去の歴史の中にあっただかと思われま。そんな中で，現在はそういう場面も見ることなく，自浄作用というのでしょうか，本当に行政番としてしっかりやっていただいているというふうな思いでいるところでございます。

さて，この喫煙に関してでございますが，健康促進とか健康増進とか，いろいろな法律が出ているわけでございますが，たばこはなかなか家庭の中でも煙たがられて，吸う場所が減っているという状況でございます。

守谷市においては，駅周辺では一切たばこが吸えないというところもでございます。そういう意味では，厳しくもあるこの部分は，市民感覚として評価できる部分であるのかなというふうに感じているところでございます。

さて，質問ではございますが，このたばこについて，行政また組合，それぞれの立場の中でいろいろな話し合いがあって今の結果につながっていると感じるのですが，プランがあって

P D C A , 最後はワークショップということになるかと思えます。今までの経緯 , そして結果 , 今後について , まずは質問をさせていただきたいと思えます。

議長 (伯耆田富夫君) 総務部長寺田功一君。

総務部長 (寺田功一君) お答えさせていただきます。

今 , 議員からご質問がありましたように , たばこについては , 受動喫煙というようなことで , 吸わない方の健康も害すると。吸われている方は , 当然健康に悪影響があるということですが , 吸わない方にも影響があるというようなことで , もともと喫煙室を庁舎内に設けておりましたが , 完全なる遮断というのは非常に難しいような状況でございまして , そこから漏れる煙が一般のお客さん等にも迷惑 , 子供連れの方などですと , 臭いがするというような苦情も出ておりましたし , 職員の中にも , 喫煙室に近いところについては , かなり臭いがするというようなことで , 受動喫煙の防止という観点からいろいろ検討してまいりました。

しかし , 一方で , 喫煙されている方もなかなかやめることが難しいということで , ストレスも生じるだろうということで , 職員組合の皆さん , それから各課の職員 , 一人一人の意見 , アンケート等も寄せていただきまして , その中で , 平成 21 年 7 月の部課長会議の中で決定したところでございますが , まず , 庁舎の施設内 , 建物の中は , 全面的に禁煙にしております。ただ , 敷地そのものを禁煙にするかどうかという話も出ましたけれども , 来庁者の中にもたばこを吸いたいという方もいらっしゃいますし , 先ほど申し上げましたように , 現在喫煙されている方のストレスというものもかなり高いものになってしまうだろうというような , 逆に吸わない方からのそういうような意見もございまして , 建物の中は全面禁煙にしますけれども , 敷地の中についてはある程度認めようというようなことで , 現在 , 3カ所に喫煙所を設けております。一つは , 議会棟の非常階段前 , それから C 棟の食堂との間の空間のところ , それから公用車の車庫の中ということで , 3カ所を喫煙所ということで設けておまして , 来庁された方で喫煙したいという場合には , そこへ案内しているという状況でございます。

それから , 公用車関係についても , 車の中ということで , かなり後で乗った方についても影響も出ますので , 公用車については全面的に禁煙としたところでございます。

その中で , 勤務時間というなお話も今出ましたが , 勤務時間中でございますので , 我々お金をいただいている中で仕事から離れるということですので , それをどうしようかという議論したのですが , やはりストレスもたまるだろうということで , 午前中 1 本 , 午後 1 本 , 昼休み時間中は自由ですので , 午前中 1 本 , 午後 1 本を目安ということで , あくまでも勤務時間であるということをお覚した上で , そこで話をしたりということではなくて , たばこを吸ってストレスの解消をするという申し合わせをしまして , 今現在はそういうような状況で運営しているところでございますので , 前は , 1 回 2 本も吸ってしまうという方もいらっしゃるようでしたが , 現在は , それは守られているのではないかなと思っているところでございます。

議長 (伯耆田富夫君) 梅木伸治君。

1 5 番 (梅木伸治君) 平成 21 年度の方針を定めて , 粛々と対応されているということ

ございます。

こういうことも市民に知らされているわけではないので、なかなか市民感覚の中で……。例えばこういうことだと思うんですよ。受付とか、何かの申請に行って、それがうまくかみ合わなくて、お客さんが怒り心頭の帰りの中でたばこを吸ってるやつを見つけちゃったみたいだね。何をやってんだよというふうなしわ寄せを食っちゃっている場面もあるのかなというふうに思うところがございますが、いずれにしても、この喫煙というものに関しては、非常に線の引きにくい、難しいものであるというふうに自分も思いますし、ただ市民感覚の中で物を見たときどうなのかという意識も必要であると思います。

これを法律問題に精通する社労士の先生に聞くと、喫煙は趣味嗜好の問題ですから、吸う人、吸わない人を差別してはいけないということもあったり、従業員の中で、吸う者、吸わない者に関して、そこに配置転換というような人事権を振るうという乱用はいけないよというふうなコメントも出ております。

しかし、職務専念義務というところもございますので、何らかもう一案あってもいいのかなというふうに思うところがございます。

そんな中で、今言うように、ああしろ、こうしろというふうな要望はないのですけれども、一つ最後につけ加えさせていただけるならば、例えば守谷の駅のたばこを吸うところが数カ所ございます。ここは吸う場所なのかという、何というのかな、人から見えない隠れた場所になっていますよね。その場所は本当にいいのかなと、何であそこなのかという疑問を自分は一つ抱いているんですね。

例えば高校生がたばこを吸ったとか、未成年が吸ったなんていうのは言語道断ですが、見えないところでたばこを吸う環境をつくるというのは、今、世の中はすべて「見える化」という言葉になっているじゃないですか。見える、化ける、見える化、そんな中でああいう場所が喫煙所で本当にいいのかな。

また、庁舎内においても、見えない部分、それは市民からすると、堂々と吸うものじゃないということもあるでしょうけれども、ただ隠れて吸うような環境というのもどうなのかなというふうに感じているところがございます。

市庁舎に来客される方もあるわけですから、そういう方もたばこを吸うということもあるかと思えます。そんな中で、また逆の発想ではございますが、喫煙所を庁舎センターに持ってきて、この人は吸っているんだというぐらいのものを持ってくることに、「逆もまた真なり」という言葉もございますので、吸うなとは言わないし、吸えとも言わないのですが、21年に物事を決めて今までやってきた、そういうものを市民の皆さんに理解をしてもらおう。自分たちは、こういうふうな努力をしてもらおうことも大切だと思うので、そういう一面を含めて、今回は一般質問をさせていただきました。

これで質問は閉じさせていただきます。ありがとうございます。

議長（伯耆田富夫君） これで、梅木伸治君の一般質問を終わります。

